

子ども家庭相談センター機能強化推進方策の概要

現状

市町

- センターと役割分担しながら多くの在宅ケースに対応
- ★県と市町の相談件数の割合（福祉行政報告例H23）

児相	市町村
滋賀県 1,029件 : 3,580件	= 1 : 3.5
全国 43,026件 : 58,831件	= 1 : 1.4
- 人材の確保や育成が困難
- センターの助言指導・後方支援を求めている

施設・里親

- 貴重な社会資源として処遇困難な児童を受け入れている
- ★社会的養護の状況（福祉行政報告例H23）

児童人口に対する施設定員の割合	: 0.14% (全国で44番)
児童福祉施設在籍児童数	: 284人 (全国で37番)
里親・ファミリーホーム委託児童数	: 93人 (全国で19番)
- 入所（委託）期間が長期化・家庭復帰困難な児童が増加
- 措置児童の進学や18歳以降の自立が大きな課題
- 保護者への対応にも苦慮している
- 児童措置後のセンターとの連携が円滑でない
- 地元市町との関係も深くない
- センターに施設里親担当専任職員の配置を求めている

健康福祉事務所（子ども家庭相談室）

- 町と協同的に動き町ケースをスーパーバイズしている
- 町ニーズに合致した事業を実施し町から評価されている
- 権限が市町に移される中、位置づけの再構築が必要

子ども家庭相談センター

- 複合的で複雑な要因を背景とする児童虐待の問題に対応
- 組織にも職員にも高い専門性が求められる
- 市町や施設・里親から一層の助言指導を求められている
- 全国平均と比べて大きな管轄規模である中、既存の相談室等を最大限活用して相談ニーズに対応している
- 外部の専門機関との連携強化が必要となっている
- 児童福祉司は育成環境が十分に整わない中で、多くのケースを担当
- 児童心理司も療育手帳に係る判定業務や被虐待児童への対応に追われている
- ★職員一人あたりの対応件数（H24）

	児童福祉司（33名）	児童心理司（11名）
全相談（4,114件）	125件	374件
児童虐待相談（1,075件）	33件	98件
児童虐待通告（691件）	21件	-

継続して検討すべき事項

- 一時保護機能の強化
- 危機子ども家庭相談センターも含めた管轄区域の見直し
- 中央機能の強化
- 新たな子ども家庭相談体制の県民や市町への周知

課題

- 市町への助言指導と後方支援および市町との的確な役割分担
- 施設・里親との円滑な連携
- 関係機関の専門性の活用
- 子ども家庭相談センターの業務の進め方や体制の見直しと改善

子ども家庭相談センターの具体的な機能強化が必要

機能強化推進方策策定にあたっての基本的な考え方

市町や関係機関との積極的な連携

多くの市町や関係機関では、それぞれの役割を果たすために、子ども家庭相談センターの一層の関与や助言指導および子ども家庭相談センターとの協働を求めている。

市町や関係機関との積極的な連携を図ることが、子ども家庭相談センターも含めた支援者側全体の力量向上や適切な支援の実施につながり、県全体での効果的な子ども家庭相談体制の実現につながる。

子ども家庭相談センターの組織としての対応力の強化

担当職員個人の力量に大きく依存せざるを得ない現在の支援体制から、子ども家庭相談センターがシステムとして専門性を発揮する体制に転換することで、継続的な関わりが必要となる困難ケース等への一貫した対応や、市町や関係機関との効果的な協働が図れる。

具体的な機能強化推進方策

市町との連携強化

市町支援

- 個別定期協議の仕組み作り
- スーパーバイザー派遣の充実
- 市町向けマニュアルの改訂
- 先進的な取組の周知
- 学校・教育委員会との連携促進

役割分担

- 役割分担指針の見直し検討
- 県子ども家庭相談室の町支援

関係機関との連携強化

施設・里親支援

- 施設・里親担当職員の配置
- 「滋賀県里親委託業務実施要領」に基づく里親家庭の支援
- 新規里親の開拓

保健医療機関との連携

- 意見交換の場の設置
- 保健師等の配置
- 性的虐待に関する専門機関との連携

児童家庭支援センターとの連携

- 里親支援機関としての委託の継続

法的対応力の強化

- 滋賀弁護士会との連携
- 警察との連携

子ども家庭相談センターの専門機能の向上

組織内の機能分担

- 施設・里親担当職員等の配置

専門職員の確保と人材育成

- 児童福祉司の人材確保
 - ・専門職採用の継続
 - ・生活保護ケースワーカー経験者、施設の児童指導員からの任用の継続等
- 児童福祉司の人材育成
 - ・業務マニュアルの作成
 - ・育成ガイドライン等の作成
 - ・新任児童福祉司指導のためのOB職員配置の検討
 - ・県庁、関係施設を含めたジョブローテーションの構築
 - ・スーパーバイズを行える体制の構築
- 児童心理司
 - ・児童福祉司とのチーム編成が可能となる増員等
- 保健師
 - ・保健医療機能向上のための配置等
- 警察官
 - ・警察との連携強化のための配置継続

上記の機能強化を図りつつ、迅速な意思決定や円滑な情報共有を確保していくために、**中央子ども家庭相談センターの分割・管轄区域の見直しが必要**

子ども家庭相談センターの増設

増設に向けて考慮すべき視点

- 適切な職員配置
- 中央子ども家庭相談センターの規模の適正化
- 虐待相談件数、児童人口、管轄面積等のバランス
- 管内移動時間の改善
- 一時保護機能の充実
- 県有施設の活用
- 開設時期

県内で最も児童虐待相談対応件数が多く、担当を子ども家庭相談センターが担っている数も多い大津市のケースへの対応強化や、移動時間の問題で高島市への緊急対応等の迅速化が求められていることなどを踏まえ、総合的な判断の上で、新たな拠点の設置場所や開設時期を決定する。

子ども家庭相談センター機能強化推進方策について

深刻な児童虐待問題への対応をはじめ、児童家庭相談体制の強化が求められていることから、平成 25 年 3 月に滋賀県社会福祉審議会から「子ども家庭相談センターのあり方について」の答申をいただいた。

今年度は、この答申を踏まえ、県内の児童家庭相談の状況について調査・分析を行うとともに、有識者等からの意見もいただきながら、子ども家庭相談センターの機能強化推進方策を取りまとめた。

■子ども家庭相談センター機能強化推進方策 検討経過

○県社会福祉審議会の答申(H25. 3. 8) [主な提言内容]

- ・児童福祉司や児童心理司などの専門職員等の人材の確保と育成
- ・市町等と緊密に協力し、支援を迅速に行うための児童家庭相談体制の確立
- ・一時保護機能の充実
- ・子ども家庭相談センターの増設等
- ・市町や子ども家庭相談センターでの相談状況を調査・分析し、子ども家庭相談センターの機能強化の具体化の検討に早急に取り組まれない。

○今年度の検討経過

- ・龍谷大学との共同研究による子ども家庭相談センター、市町、施設等の現状調査および分析
- ・外部有識者会議による機能強化推進方策についての検討
- ・滋賀県社会福祉審議会への報告

○子ども家庭相談センター機能強化推進方策 (H26. 3)

別添のとおり

○今後の予定

- ・新センター整備方針案の策定(平成 26 年度上半期)
(設置場所の選定、管轄区域の見直し、一時保護機能の強化、人材の確保・育成)
- ・平成 27 年度政策課題協議

子ども家庭相談センター機能強化推進方策

滋賀県健康福祉部子ども青少年局

平成26年3月

子ども家庭相談センター機能強化推進方策 目次

はじめに	1
1 調査研究で把握した現状	1
(1) 市町	1
ア 市町調査結果	
イ 市町と子ども家庭相談センターとの役割分担	
(2) 施設・里親	4
ア 施設調査結果	
イ 里親・ファミリーホーム調査結果	
(3) 県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）	6
ア 業務に関する現状と課題	
イ 管轄町との関係	
ウ 子ども家庭相談センターや県の対応	
(4) 子ども家庭相談センター	7
ア ヒアリング調査結果	
イ 職員体制の詳細	
ウ 管轄規模の詳細	
エ 相談室等の稼働状況	
オ 他機関との連携	
2 子ども家庭相談センター機能強化推進方策策定の基本的な考え方	15
(1) 各機関の現状の主なポイント	15
ア 市町	
イ 施設・里親	
ウ 健康福祉事務所（子ども家庭相談室）	
エ 子ども家庭相談センター	
(2) 現状から考えられる子ども家庭相談センターが早急に取り組むべき課題	16
ア 市町への助言指導と後方支援および市町との的確な役割分担	
イ 施設・里親との円滑な連携	
ウ 関係機関の専門性の活用	
エ 子ども家庭相談センターの業務の進め方や体制の見直しと改善	
(3) 子ども家庭相談センター機能強化推進方策策定の基本的な考え方	17

3	子ども家庭相談センターの機能強化推進方策	18
(1)	市町との連携強化	18
ア	市町支援	
イ	役割分担	
(2)	関係機関との連携強化	20
ア	施設・里親支援	
イ	保健医療関係機関との連携	
ウ	児童家庭支援センターとの連携	
エ	法的対応力の強化	
(3)	子ども家庭相談センターの専門機能の向上	21
ア	組織内の機能分担	
イ	専門職員の確保と人材育成	
(4)	子ども家庭相談センターの増設等	24
ア	増設の必要性	
イ	増設に向けて考慮すべき視点	
ウ	増設の考え方	
(5)	継続して検討すべき事項	25
ア	一時保護機能の強化	
イ	管轄区域の見直し	
ウ	中央機能の強化	
エ	新たな子ども家庭相談体制の県民や市町への周知	

はじめに

平成 25 年 3 月の滋賀県社会福祉審議会答申「子ども家庭相談センターのあり方について」により、中長期的な視点に立った子ども家庭相談センターの機能強化の方向性が示された。

この答申に基づき、平成 25 年度に県は、県内市町へのアンケート調査や関係機関への実地調査および学識経験者等からの意見聴取等に取り組み、県内の子ども家庭相談体制強化の柱ともいべき子ども家庭相談センターの機能強化の具体化について検討を行った。

その検討結果を、以下に当面の子ども家庭相談センターの機能強化推進方策としてまとめる。

1 調査研究で把握した現状

(1) 市町

ア 市町調査結果

(ア) 職員体制

- ・全体の約半数が嘱託・非常勤職員である。異動がなく、正職員よりも長期間虐待対応業務に携われる嘱託職員での増員を図っている市が多い。
- ・市は、組織改編等によって子ども支援に関わる担当課を新設したり相談に特化した部署を創設しているところが多い。しかし、対応するケース数が多いため、いずれの相談現場も疲弊している。
- ・町は 6 町中 5 町で、人材の確保ができていないとしている。市と比較すると正職員の比率が高いが、十分な人材が確保できていない中でのことであり、その 9 割以上が他の業務との兼務である。
- ・正職員も嘱託職員も約 7 割が経験 3 年未満で専門性や経験が十分ではない。
- ・いずれの市町でも現場対応に追われ、人材育成が不十分である。

(イ) ケース対応

- ・ケースが複雑化、困難化、長期化している。
 - 親の精神疾患、人格障害、子どもの発達障害、支援に拒否的な家族、世代間連鎖、生活困窮、ひとり親家庭 など
- ・ケース会議で情報共有はできているが、具体的な支援について、役割の押し付け合いになることもあり、議論が不十分である。
- ・児童虐待対応部署が虐待対応の全てを担うべきといった考え方が関係機関にあるなど、市町内関係機関との連携がうまくいかない。
- ・特に、学校や教育委員会との連携に課題を感じている市町が多い。
- ・生活圏が狭い町は、支援者の役割が知れ渡っていて風評の影響があるなど、要保護事例への関与が難しくなる傾向がある。

(ウ) 県子ども家庭相談室との連携（町の場合）

- ・町の専門性の不足を補い、スーパーバイズ的な機能も果たす県子ども家庭相談

室への期待は高い。

- ・町から見て、どちらにどのようなケースを相談するかなど、県の子ども家庭相談室と子ども家庭相談センターとの連携の在り方についての基準が明確でない。

(イ) 子ども家庭相談センターとの連携

- ・担当児童福祉司が多忙なため、タイムリーな助言が得られないことが多い。
- ・必要な情報が市町に伝わってこないことがあると感じている市町が多い。子ども家庭相談センター側は、どのような情報を市町が必要としているのか十分に把握できていない。
- ・子ども家庭相談センターに付与されている法的権限の多くは、保護者の親権の制限に関わるものであり、慎重な行使が望まれるが一方で、職権の一時保護や、保護者の意向に反する施設入所措置などの法的権限を、もっと行使してもらいたいと感じている市町が多い。
- ・市町も子ども家庭相談センターが多忙を極めていることは理解しており、担当児童福祉司が複数の市町を担当している場合などは、市町の担当課が児童福祉司への援助依頼を控えてしまうことがある。

滋賀県市長会要望（平成 25 年度）（抜粋）

児童虐待相談等に迅速かつきめ細かな対応を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の増員や市町の体制を充実整備するための専門職員の配置等人的的支援
- (2) 円滑に児童の安全確保ができるよう、施設の定員および施設担当職員を増員するなど、一時保護施設の充実

滋賀県町村会要望（平成 25 年度）（抜粋）

町の要請に迅速に対応し、かつ継続的な支援が可能となるよう、彦根子ども家庭相談センターの体制を一層強化されたい。

イ 市町と子ども家庭相談センターとの役割分担

都道府県児童相談所と市町村の虐待相談件数の割合（政令市・児相設置市除く）
《福祉行政報告例 H23》

	児相	市町村	
滋賀県	1,029 件	3,580 件	= 1 : 3.5
全国	43,026 件	58,831 件	= 1 : 1.4

市町ケースへの県の関与 《滋賀県調 H23》

（県関与）1,026 件 / （市町ケース）3,580 件 = 28.7%

県関与とケースの主担当の割合 《滋賀県調 H23》

（県主担当）452 件 / （県関与）1,026 件 = 44.1%

市町での児童虐待防止ネットワークの早期設置

協議会またはネットワーク設置済み市町村の割合 《厚生労働省調》

平成 16 年度：全国平均 21.7% 滋賀県 68.0%

平成 17 年度：全国平均 50.7% 滋賀県 90.9%（全国で 7 番目の高さ）

市町での専門性の確保

要保護児童対策地域協議会に児童福祉司任用資格の有資格者を配置している
市町村の割合 《厚生労働省調 H23》

全 国：30.2%

滋賀県：73.7%（全国で 3 番目の高さ）

県からスーパーバイザーを派遣している市町 《子ども・青少年局調 H25》

9 市 3 町（年間 117 回）

市町での虐待対応件数は多く、他府県と比べると高い水準で県との役割分担が機能していると言える一方で、市町での虐待対応件数の多さが、市町が子ども家庭相談センターのより一層の関与を求める背景ともなっている。

県は、市町向け児童虐待防止マニュアルの作成・配布や、スーパーバイザーの派遣などの市町支援を行っており、市町も児童福祉司任用資格者を配置するなど体制整備に努めているが十分ではなく、多くの市町が子ども家庭相談センターからの更なる助言指導と後方支援を求めている。

※参考 《三重県の取組》

三重県では、児童相談所と市町の継続的なコミュニケーションと相互理解を促進するツールとして市町が自己評価を行う「児童相談体制強化確認表」を活用し、児童相談所と市町とが個別に定期協議を行いながら、県と市町が相互に体制強化と連携強化に向けた取り組みを行っている。

(2) 施設・里親

ア 施設調査結果

(ア) ケース対応

- ・被虐待児や重い発達障害児などソーシャルスキルトレーニングを必要とする子どもが増加している。
- ・措置された子どもの保護者の中には、子ども家庭相談センターの指導に従わず対立関係にある方も少なくなく、施設や里親が対応に苦慮している。
- ・入所期間が長期化し、家庭復帰が困難になっている子どもが増加している。
- ・子どもの問題行動が増加している。

(イ) 子ども家庭相談センターとの連携

- ・児童福祉司が多忙で連絡・連携が取りにくいことが多い。
- ・児童福祉司1人あたりの担当児童数が多い。
- ・施設から見て、専門知識等が不十分な児童福祉司が存在する。

(ウ) 市町との連携

- ・入所児童が多く、ショートステイの受け入れなど、市町からの予防的な相談に十分関わっていない。
- ・乳幼児ケースでの市町の保健師との連携をはじめ、子どもの退所後のケアを見据えた施設と市町との連携が重要となっている。

滋賀県児童成人福祉施設協議会要望（平成25年度）（抜粋）

子ども家庭相談センターによる社会的養護にかかる児童支援の充実（児童福祉司・児童心理司の増員、小児保健医療センターとの連携強化、児童の障害等発達に見合った育ちの場への措置）

イ 里親・ファミリーホーム調査結果

(ア) 子ども家庭相談センターとの連携

- ・里親委託後、子ども家庭相談センターと疎遠になってしまう。
- ・委託児童に関して何かを依頼しても対応が大変遅いことが多い。里親側の要望に適切に応えられていない。
- ・子ども家庭相談センターの担当者が短期間で頻繁に変わるため、その都度、委託開始からのことを一から説明しなければならない状況になっている。
- ・委託児童に関して里親には正確な情報が少ない。進学に関するものなど特に必要な情報について子ども家庭相談センターに調査を頼んでも迅速に対応できていない。

(イ) 市町との連携

- ・合併前の小さな町の時代は教育委員会等からの協力が得られていたが、市になってからは支援がない。市は里親制度もあまり知らず、里親側から働きかけないと動いてもらえないと里親は感じている。

- ・障害を持つ子どもの18歳以降の福祉的支援について、経費負担を里親の在住している市町とするのか、子どもの出身市町とするのか話がまとまらないことが多い。

(ウ) 里親支援機関（小鳩会）について

- ・里親から相談があれば素早く対応しており、常に連絡を取り合うなど頼りにしている里親がいる。
- ・その一方、他の経験豊富な里親とのつながりが強い里親にとっては、頼ることが少ない機関となっている。
- ・県北部の里親は、もっと近くに里親支援機関があればよいと感じている。

滋賀県里親連合会要望（平成25年度）（抜粋）

- (1) 各子ども家庭相談センターにおける里親担当職員（各1名）の専任化
- (2) 里親制度の啓発と開拓

社会的養護の状況《福祉行政報告例 H23》

児童人口に対する施設定員の割合	: 0.14% (全国で44番目)
児童福祉施設在籍児童数	: 284人 (全国で37番目)
児童人口に対する施設在籍者の割合	: 0.11% (全国で44番目)
里親・ファミリーホーム委託児童数	: 93人 (全国で19番目)

県外施設への入所状況《子ども・青少年局調 H25.12.1》

乳児院	: 2人
児童養護施設	: 14人 (乳児院からの措置変更含む)
児童自立支援施設	: 2人
重症心身障害児施設	: 4人 (全て契約入所児童)
知的障害児施設	: 3人 (内、措置児童は2人)
肢体不自由児施設	: 2人 (全て措置児童)
合計	27人

※児童自立支援施設については処遇上の配慮から県外措置となっているケースが多い。

障害を持つ入所児童の割合《子ども・青少年局調 H25.4.1》

乳児院	: 6人 21.4% (6人/28人)
児童養護施設	: 49人 29.0% (49人/169人)
合計	: 55人 27.9% (55人/177人)

施設、里親とも、子どもが措置された後の子ども家庭相談センターとの連携がうまくいっていないと感じている。また、地元市町との関係もあまり深くない。

このような中、特に里親は、自ら求めて里親支援機関に相談するか、里親どうしのつながりの中で、委託児童の保護者への対応も含めそれぞれの抱える養育上の問題解決を図っていることが多い。

措置児童の進学や18歳以降の自立支援は大きな課題となっているが、これらに関して、子ども家庭相談センターや市町が早期から動けていないため、里親や施設への負担が大きくなっている。

(3) 県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）

ア 業務に関する現状と課題

- ・健康福祉事務所の体制で福祉と保健との連携がしやすく、乳児ハイリスクケースなどは効果的に動けている。県の保健師の臨床経験の積み上げが今後の課題となっている。
- ・福祉や保健に関する権限が市町に移された中で、県の健康福祉事務所が動きにくい状況がある。県の子ども家庭相談室としての役割が見えにくくなっている。
- ・正規の専任職員は多様な業務を兼務している。
- ・家庭相談員は嘱託職員であり、16時以降に開催されることの多いケース会議への対応が困難である。

イ 管轄町との関係

- ・町は保健と福祉が一体になっているところが多く、保健師と家庭相談員のいる子ども家庭相談室とは連携がとりやすい。
- ・町によっては保健師が業務を抱えすぎており、その部分の調整を家庭相談員が担っている。
- ・家庭相談員が町に対して協同的に動き、スーパーバイザー的な動きをしている。
- ・どのようなケースについて町から相談が寄せられるかは、町による差が大きい。
- ・県の湖東と東近江の子ども家庭相談室が協同で6町を集めた会議を開催するようになったが、町側のニーズにも合致しており好評である。

ウ 子ども家庭相談センターや県の対応

- ・町と協同的に動く子ども家庭相談室は、そのために、子ども家庭相談センターから敬遠されていないかを感じている。
- ・県の児童虐待に関する通知等で、子ども家庭相談室を意識していないと感じる例がある。

町には子ども家庭相談室に対する日常的な後方支援のニーズがあり、緊急時の判断等での支援ニーズもある。

県として、子ども家庭相談室を含めた相談体制のビジョンを明らかにし、子ども家庭相談室の機能と役割とを明確にし、それに応じた対応の方向性を示す必要がある。

嘱託の家庭相談員の役割が大きい、雇用期間の制限や勤務時間などの条件が支援を行う上での実態とずれており、検討が必要である。

(4) 子ども家庭相談センター

ア ヒアリング調査結果

(7) 業務の困難さ

- ・保護者との関係形成が困難な虐待ケースが一定数存在する。
- ・困難で長期的に関わる必要のある在宅ケースが多い。
- ・療育手帳判定に係る障害相談が非常に増加している。

子ども家庭相談センターでの療育手帳の申請受付件数 《障害福祉課調》		
	平成 12 年度	平成 23 年度
中央	471 件	1,000 件
彦根	302 件	628 件
合計	773 件	1,628 件

(イ) 職員体制（人数の詳細は後述）

- ・業務量に対して、職員の絶対数が不足している。
- ・児童福祉司の平均経験年数が 2.7 年（平成 24 年度）と短い。
- ・児童心理司が、児童福祉司の 3 分の 1 の配置となっている。
- ・機能的なチーム支援体制が組めず支援が個人の力量に左右されやすい。
- ・増員を図ってきたが、依然として対応ケース数が多く、脆弱な職員体制となっている。

(ロ) 社会資源

- ・社会資源（入所施設：里親・性的虐待や精神病理的問題を抱える児童への治療機関）が少ない。
- ・現在の一時保護所は個室が確保できていないなどのため、ケース対応が困難な状況に陥る場合がある。

(ハ) 市町連携

- ・市町の相談体制も脆弱。
- ・市町からの後方支援の求めに十分応えられていない。

(ニ) 管轄人口・設置場所

- ・県南部は、今後もケースの増加が考えられる。
- ・現状で、相談室や判定室が不足気味である。
- ・移動時間の負担が、細やかな支援や市町連携を阻む一因となっている。

(カ) 児童虐待ケースの状況

児童虐待は、虐待発生 の 4 つの背景や要因（保護者側の事情、家庭内のストレス、社会的孤立、保護者から見た子どもの問題）がいくつか重なると、虐待が発生する可能性があるとい一般的に言われている。

実際に平成 25 年 8 月現在、中央子ども家庭相談センターが虐待ケースとして進行管理を行っているケースには、約 3 割の世帯で子どもを 3 人以上養育している、約半数がひとり親世帯である、生活保護受給世帯が比較的多い、約 1 割が再構成家族世帯である、といった状況があり、保護者の抱えるリスク要因として、精神疾患や体罰の容認、価値観の偏り、DV の存在といったことが見られる。

こういったことから、現在対応している児童虐待ケースの状況として、以下のような特徴が挙げられる

- ・保護者の子育ての負担が大きい（ひとり親あるいは子どもの人数が多い）。
- ・経済的に困窮している。
- ・親子の愛着関係の形成に困難が伴っている。
- ・保護者に子育てや対人関係等に関する認知の歪み、間違いが生じている。
- ・体罰やDV など、家庭内に暴力が存在している。

経済的困窮や保護者の疾患など一つ一つが解決困難な要因が複合的に絡み合いながら児童虐待が発生していると考えられ、これに対応するためには、子ども家庭相談センターの専門性を高めるとともに、多くの関係機関によるそれぞれの専門性を活用した連携が不可欠である。

イ 職員体制の詳細

(7) 職員数 (平成 25 年度)

・児童福祉司	33 名	}	正規職員 75 名	}	合計 118 名
・児童心理司	11 名				
・警察官	2 名 (退職出向)				
・一時保護担当	15 名				
・その他正規職員	14 名				
・助産師・保健師	2 名 (嘱託)	}	嘱託職員 43 名		
・その他嘱託職員	41 名				

(4) 増員の状況 (平成 17 年度～平成 25 年度)

・児童福祉司	10 名	}	正規職員 20 名	}	合計 25 名
・児童心理司	2 名				
・警察官	2 名 (退職出向)				
・一時保護担当	3 名				
・その他正規職員	3 名				
・助産師・保健師	2 名 (嘱託)	}	嘱託職員 5 名		
・その他嘱託職員	3 名				

※一保担当は、調理、栄養士を除く直接児童ケア職員数を計上 (女性保護は除く) する

※再任用職員を含む

※その他正規職員数は、全職員数から児童福祉司、児童心理司、警察官、一保ケア職員を除いた数を計上する

※その他正規職員数には、育休および産休職員を含まない

	職員一人あたりの対応件数 《福祉行政報告例 H24、子ども・青少年局調 H24》	
	児童福祉司 (33 名)	児童心理司 (11 名)
全相談 (4, 114 件)	125 件	374 件
児童虐待相談 (1, 075 件)	33 件	98 件
児童虐待通告 (691 件)	21 件	—

※児童福祉司と児童心理司の人数にはスーパーバイザーや管理職を含む

※相談件数には、約 400 ケースの措置児童 (施設入所、里親委託) を含んでいない

(5) 児童福祉司

① 人材確保

- ・生活保護ケースワーカー経験者や施設の児童指導員経験者の任用に加え、平成 19 年度から専門職採用を実施している。
- ・市町村合併により、県の生保ケースワーカー経験者は減少している。
- ・激務であり、特に女子職員が妊娠期、子育て期に児童福祉司として業務に従事することは難しい。

②人材育成

- ・ ケース数が多く、新規採用1年目から地区を持って単独でケースワークせざるを得ない状況である。
- ・ 毎年度、新任職員を対象に、先輩職員が講師となって各業務の概要を説明する研修を実施している。
- ・ 新卒採用の児童福祉司は、県の行政職員としての経験が少ない中で、現場の第一線で業務を遂行している。
- ・ 対応すべきケースが増加する中で、職員個々の実践をじっくりと全体共有する機会を持つことが容易でなくなっており、組織としての専門性の蓄積が難しくなっている。
- ・ 上位職も含め、各職員が個別ケースの対応にあたる必要があり、細やかなスーパービジョンや協議、職場内訓練といった職員育成の体制を十分にとることが困難である。
- ・ 児童福祉司の専門職採用を始めてからの年数が浅いこともあり、保健師にあるような新任期の育成マニュアルがない。

児童相談所・児童福祉司の対応《福祉行政報告例 H23》

児童福祉司指導（在宅の行政処分）

224 件、相談対応件数全体の 5.3%（全国で 3 番目の高さ）

一時保護後の対応

施設入所措置 31 人、一時保護全数の 8.3%（全国で 46 番目）

里親委託 26 人、一時保護全数の 7.0%（全国で 4 番目の高さ）

帰宅 282 人、一時保護全数の 75.8%（全国で 2 番目の高さ）

児童福祉司は、育成環境が整わない中で新任期から非常に多くのケースに対応しなければならない。

しかも、家族や地域とのつながりを重視した在宅支援を基本としつつ、社会的養護の場合でも、里親委託等の家庭的な環境の提供に取り組んでいる。このため、以下のような役割が児童福祉司に求められることとなっており、その業務量が更に増加している。

- ・ 多くの在宅ケースへの継続的で指導的な関わり
- ・ 里親に対する、児童委託後の手厚いフォロー
- ・ 処遇困難な児童が入所している施設への支援
- ・ 在宅支援のための一時保護利用に係る調整
- ・ 一時保護解除に際しての保護者や地域との調整
- ・ 多くの在宅ケースを抱える市町への支援、助言指導

(エ) 児童心理司

常勤児童心理司一人あたり児童人口（平成 23 年度）

23,071 人（全国で 13 番目の多さ）

障害相談（平成 23 年度）

2,656 件、相談受付件数の 58.6%（全国で 9 番目の高さ）

児童心理司による心理療法・カウンセリング件数（平成 23 年度）

1,075 件（全国で 36 番目）

《人口：国勢調査 H22 相談件数：福祉行政報告例 H23 児童心理司数：厚生労働省調 H23》

児童心理司一人あたりの児童人口が多い中、増加する療育手帳に係る判定業務や、被虐待児への初期の対応に児童心理司の労力が割かれている。このため、児童心理司との検査や面接が一度だけという児童が多く、児童の抱える課題に継続して関わることが困難な状況にある。

ウ 管轄規模の詳細

管轄人口

- ・ 1 児相あたりの管轄人口の全国平均：490,315 人
- ・ 滋賀県の管轄人口：平均 705,389 人（全国で 6 番目の多さ）
（中央：858,482 人、彦根：552,295 人）

管轄児童人口

- ・ 1 児相あたりの管轄児童人口の全国平均：73,307 人
- ・ 滋賀県の管轄児童人口：平均 126,892 人（全国で 5 番目の多さ）
（中央：155,483 人、彦根：98,301 人）

《人口：平成 22 年 10 月 1 日国勢調査 児童相談所数：平成 25 年 4 月 1 日 厚生労働省調》

子ども家庭相談センターの管轄人口は全国平均の 1.4 倍で、特に、中央子ども家庭相談センター管内は全国平均の 1.8 倍でなお増加を続けている。

管轄児童人口も全国平均の 1.7 倍で、中央子ども家庭相談センター管内は全国平均の約 2 倍でなお増加を続けている。

管轄規模の大きさは対応すべき児童問題の多さにつながり、障害相談や虐待相談をはじめとする様々な児童相談への、的確で迅速な対応を困難にする要因の一つとなっている。

エ 相談室等の稼働状況

所内での面接等の実績《福祉行政報告例 H23》

児童福祉司の面接実績

中央 1,195 件 彦根 989 件 合計 2,184 件

児童心理司の児童の検査実績（主に療育手帳に係る判定）

中央 1,104 件 彦根 712 件 合計 1,816 件

合計

中央 2,299 件 彦根 1,701 件 合計 4,000 件

1日当たりの所内での面接・検査件数

中央 約 11 件 彦根約 8 件 合計 19 件

※年間の面接や判定の可能日数は、毎週火曜日の午前中に援助方針会議を行うことを考慮して 210 日と設定している。

※療育手帳判定に係る児童心理司による保護者面接は上記に含んでいないため、実際は件数以上に部屋を利用している。

※また、通所児童や保護者との継続面接、同一ケースに係る関係機関との 2 回目以降の面接および一時保護中の児童との面接や心理判定についても上記件数に含んでいない。

相談室・判定室

中央：相談室 4 室 判定室 3 室

彦根：相談室 4 室 判定室 2 室

保護者や児童の都合を確認しながら来庁時間を調整して、相談室や判定室を最大限利用して面接等を実施している。また、事前連絡なしの来庁にも、プライバシーに配慮したスペースを確保して対応している。

立地の関係で、両センターともほとんどの来庁者が自動車を利用して来庁しており、来客用の駐車スペースも不足している。

オ 他機関との連携

(7) 保健医療機関との連携

①最近の主な国の通知

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名の通知)

【平成 23 年度】

「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」

「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」

【平成 24 年度】

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」

「児童虐待防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」

【平成 25 年度】

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」

②県の取り組み

- ・子育て・女性健康支援センター事業の拡充（平成 24 年度～）
SBS 予防知識の拡大、産後うつ対応の強化 など
- ・児童虐待対応保健指導員（嘱託職員）の配置（平成 24 年度～）
市町母子保健との連携強化、保護者対応、性的虐待被害児童への対応
- ・保健・医療・福祉連携強化事業の実施（平成 24 年度）
児童虐待対応に係る意見交換、情報共有の実施
医療従事者向け啓発物の検討
親子健康支援手帳のモデルの検討
- ・医療従事者向け啓発シートの配布（平成 25 年度）
- ・「妊娠等の悩み相談窓口」看板の産科・婦人科医療機関への配布
(平成 25 年度)

・性的虐待への対応状況《福祉行政報告例》

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
20 件	20 件	19 件	27 件	35 件	49 件	32 件	70 件

全体に占める件数の割合は少ないが、増加率は大きい。

近年は、平成 22 年度に開設された「性暴力救援センター・大阪」の協力を得るケースが多い。

児童虐待死亡事例に占める乳幼児の割合が高いこと等を踏まえ、保健や医療と福祉の連携が強く求められるようになってきている。

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、子ども家庭相談センターと保健医療機関との連携は重要となっている。

また今後も増加が予想される性的虐待については、豊富な臨床実績を背景とした明確な診断や、訴訟への協力が得られる「性暴力救援センター・大阪」のような専門機関との連携が重要となっている。

(イ) 児童家庭支援センターとの連携

①児童家庭支援センターの事業

児童家庭支援センターは、児童相談所を補完する施設として以下の事業を行っている。

- ・地域や家庭からの相談に応じる事業
- ・市町村の求めに応じる事業
- ・都道府県または児童相談所からの受託による指導
- ・関係機関等との連携・連絡調整

②県との連携

県内では大津市内に、こぼと子ども家庭支援センターが設置されており上記

の各事業に取り組んでいる。運営主体である社会福祉法人が県から受託している里親支援事業の窓口ともなっている。

里親支援等、子ども家庭相談センターの機能の一部を、社会福祉法人が担っている。

(ウ) 司法機関との連携

① 警察官の配置

児童虐待への緊急対応や迅速な法的対応に係る警察との連携強化等を目的に、平成 25 年度から子ども家庭相談センターに警察官を配置している。

これまでに、「威圧的あるいは暴力的な言動や行為を行う保護者への効果的な対応ができた」「刑事事件の捜査における知識や技術の活用できた」「警察との情報共有が円滑に行えた」といった効果が出ている。

② 警察との研修

平成 21 年度から児童相談所に付与された臨検・捜索等の権限を適正に行使するため、警察官と子ども家庭相談センター職員が合同でロールプレイによる研修等を実施している。(県警本部主催)

③ 法的権限の行使

・親子の強制分離の家庭裁判所への申立て 《福祉行政報告例》

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
7 件	9 件	7 件	5 件	13 件	10 件	5 件	8 件

・立入調査の実施 《福祉行政報告例》

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
17 件	8 件	2 件	4 件	0 件	0 件	0 件	1 件

・臨検・捜索の実施 実績なし

・親権停止、親権喪失等の審判の請求 実績なし

(参考) 近隣府県の弁護士との連携状況

府県名	文書による 取り決め等	強制分離の家裁申立て		同行訪問
		助言・指導	代理人申請	
滋賀県	—	○	—	—
京都府	—	○	○	—
大阪府	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	—
奈良県	○	○	○	○
和歌山県	○	○	—	—

※和歌山県は平成 26 年度から児相に弁護士を採用する予定。

子ども家庭相談センターに付与されている強い法的権限を、必要な時に的確に躊躇なく行使するために、一層の司法との連携が必要である。

2 子ども家庭相談センター機能強化方策策定の基本的な考え方

(1) 各機関の現状の主なポイント

ア 市町

- ・多くの在宅の児童虐待ケースに対応しており、他府県と比べると高い水準で子ども家庭相談センターと市町の役割分担が機能している
- ・相談対応件数の多さを背景に、子ども家庭相談センターに一層の関与を求めている。
- ・体制整備を図っているが、人材の確保や育成が困難な状況で、子ども家庭相談センターからの更なる助言指導と後方支援を必要としている。
- ・子ども家庭相談センターの職員の増員や、一時保護機能の強化を求めている。

イ 施設・里親

- ・施設入所定員の少ない本県で、社会的養護の貴重な社会資源として、処遇困難な子どもも受け入れている。
- ・入所（委託）期間が長期化し、家庭復帰が困難になっている子どもが増加している。対応に苦慮する保護者も増加している。
- ・現場対応に追われている児童福祉司との連絡が取りにくいなど、子どもが措置された後の子ども家庭相談センターとの連携が円滑でない。また、地元市町との関係も深くない。
- ・措置児童の進学や18歳以降の自立支援が大きな課題となっているが、子ども家庭相談センターや市町が迅速に対応できていないため、里親や施設への負担が大きくなっている。
- ・子ども家庭相談センターでの里親担当専任職員の配置を求めている。

ウ 県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）

- ・市に比べて人材確保等が進まない町と協同的に動き、スーパーバイザー的な動きをしている。
- ・町のみを集めた会議を開催するなど町のニーズに合致した取り組みをしており、町から評価されている。
- ・福祉や保健に関する多くの権限が市町に移された中で、位置づけの再構築が必要となっている。

エ 子ども家庭相談センター

- ・複合的で複雑な要因を背景とする児童虐待の問題に対応している。組織にも職員にも高い専門性が求められている。
- ・市町や施設および里親から、一層の助言指導を求められている。
- ・全国平均と比べて大きな管轄規模であり、特に中央管内は人口、児童人口ともに増加を続けている。相談室、面接室、駐車スペースが不足気味である。

- ・市町をはじめ、保健医療機関や司法機関等の関係機関との一層の連携が必要となっている。
- ・児童福祉司は、育成環境が整わない中で多数のケースを担当している。里親や施設から支援を求められているが、現場対応に追われ十分に対応できない。
- ・児童心理司は、児童福祉司の3分の1の配置という相対的に少ない人数の中、療育手帳に係る判定業務や被虐待児への初期対応に追われており、児童の抱える課題への継続的な関わりが難しくなっている。

(2) 現状から考えられる子ども家庭相談センターが早急に取り組むべき課題

各機関や子ども家庭相談センターの現状から、以下の点が、子ども家庭相談センターの早急に取り組むべき課題であり、そのための機能強化が求められる。

ア 市町への助言指導と後方支援および市町との的確な役割分担

児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が重要となる中で、児童家庭相談の第一義的な窓口である市町への更なる助言指導と後方支援を行いつつ、市町との役割分担を図っていく必要がある。

また、町への支援については、県健康福祉事務所との効果的な連携の下で進めなければならない。

イ 施設・里親との円滑な連携

児童虐待が増加していることを背景に、施設や里親を必要とする子どもも増加しており、必要な社会的養護の場の確保に努める必要がある。

また、措置（委託）後の児童へのケアや家族再統合および児童の自立に向けて、施設や里親との情報共有や施設や里親への支援を強化するための体制を整備しなければならない。

ウ 関係機関の専門性の活用

増加を続け、複雑化・困難化する児童虐待の問題に対応するためには、市町や施設・里親だけでなく、保健医療機関、児童家庭支援センターおよび司法機関等のそれぞれの専門機関と協働していくことが不可欠である。

エ 子ども家庭相談センターの業務の進め方や体制の見直しと改善

子ども家庭相談センターでは、これまでから、組織内での研修による人材育成や援助方針会議等での情報共有を図るとともに、国の示す児童相談所運営指針や児童虐待対応マニュアルに則った対応によって援助の質の確保を図ってきた。

しかしながら、前述ア、イ、ウへの対応を促進するためにも、これらの取り組みをもう一步進め、組織内での役割分担、情報共有および人材育成のあり方等の改善を進め、子ども家庭相談センターがシステムとしてより機能する体制を構築しなければならない。

(3) 子ども家庭相談センター機能強化推進方策策定の基本的な考え方

上記の現状と課題を勘案し、具体的な子ども家庭相談センターの機能強化推進方策を策定するにあたっては、次の2点を基本的な考え方とする。

①市町や関係機関との積極的な連携

多くの市町や関係機関では、それぞれの役割を果たすために、子ども家庭相談センターの一層の関与や助言指導および子ども家庭相談センターとの協働を求めている。

市町や関係機関との積極的な連携を図ることが、子ども家庭相談センターも含めた支援者側全体の力量向上や適切な支援の実施につながり、県全体での効果的な子ども家庭相談体制の実現につながるものと考えられる。

②子ども家庭相談センターの組織としての対応力の強化

担当職員個人の力量に大きく依存せざるを得ない現在の支援体制から、子ども家庭相談センターがシステムとして専門性を発揮する体制に転換することで、継続的な関わりが必要となる困難ケース等への一貫した対応や、市町や関係機関との効果的な協働が図れるものと考えられる。

3 子ども家庭相談センターの機能強化推進方策

－ 市町や関係機関との積極的な連携と子ども家庭相談センターの組織的な対応力の強化 －

専門性の強化と市町や関係機関との積極的な連携が、子ども家庭相談センターの効率的で効果的な援助活動を可能とする。そのための、子ども家庭相談センターがシステムとして動いていける体制強化が必要である。

この取り組みは、子どもの最善の利益が保障される社会の実現を目指す、県内全体の新たな児童家庭相談体制の構築へ向けた第一歩である。

(1) 市町との連携強化

ア 市町支援

(7) 子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の仕組み作り

今回の市町調査では調査結果と併せて、子ども家庭相談に関して具体的な質問事項等を定めて市町ごとに意見を聞くことで、市町の抱える課題や子ども家庭相談センターとの連携に関する率直な意見が把握できることが、改めて明らかになった。

また、調査の結果の市町側からの意見に、市町の実態に即した子ども家庭相談センターの助言指導を求めるものが多かった。

このため、子ども家庭相談に係る組織体制も含めた市町の実態を正確に把握し、それに基づいた市町と子ども家庭相談センターの連携促進と、市町の体制強化を図るために、子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の仕組みを構築する。

(4) スーパーバイザー派遣の充実

多くの市町で職員体制の充実等を図っているがそれでもなお、支援が困難な児童虐待ケースは多い。このため県では、希望する市町にソーシャルワークに精通したスーパーバイザーを派遣し、市町の行う支援に専門的で客観的な視点を入れて、市町要保護児童対策地域協議会による支援の充実を図っている。

今後もスーパーバイザーの確保に努め、派遣希望のある市町に必要な回数の派遣を行うとともに、市町自らがスーパーバイザーを確保する場合は、候補者の紹介等を行う。

また、スーパーバイザーによる市町要対協の運営や取り組みに対する評価をフィードバックするなど、市町の要対協の機能強化を支援する。

(5) 市町向け子ども虐待対応マニュアルの改訂

県の策定している「市町向け子ども虐待対応マニュアル（平成20年3月策定、平成24年3月改訂）」は市町からのニーズも高く支援の現場で活用されているが、平成24年3月の改訂は、児童福祉法の改正等を踏まえたものであり、平成20年3月の策定以後大幅な見直しは行っていない。

県における児童虐待防止対策を総合的に推進するための「滋賀県児童虐待防止

計画」が平成 26 年度中に改訂予定であり、この改訂内容やこの間の児童相談所運営指針等の改正内容を踏まえ、市町や関係機関の意見も伺いながら、より一層市町で活用されるマニュアルとするように抜本的な改訂に取り組む。

(e) 県内市町の先進的な取組事例等の周知

今回のアンケート調査や聞き取り調査の結果、多くの市町が、県内の他市町の、職員体制も含めた、児童虐待対応に関する具体的な取り組みについての情報を求めていることが分かった。

前述(7)の、市町との個別定期協議で把握した各市町の児童虐待対応に向けた先進的な取組について、当該市町の意向も確認しながら広く県内の市町に紹介し、県内市町全体の、子ども家庭相談の対応力向上を図っていく。

(f) 学校・教育委員会との連携促進

今回のアンケート調査や聞き取り調査において、多くの市町から学校との連携に課題があるとの意見が出された。

こういった状況であることを県教育委員会と共有し、児童虐待対応教員を活用した市町福祉部局と学校との児童虐待対応の連携促進等に取り組む。

イ 役割分担

(7) 上記の取組等と連動した、市町と子ども家庭相談センターの役割分担の指針の見直し検討

市町と子ども家庭相談センターの役割分担については「児童虐待ケースにおける市町と子ども家庭相談センターの役割分担の明確化に向けた指針」（平成 20 年 3 月 28 日付け滋賀県健康福祉部長通知）を既に策定しているが、今回のアンケート調査や聞き取り調査の結果、多くの市町が子ども家庭相談センターとの役割分担が不明確であると感じていることが分かった。

現行指針の周知を徹底するとともに、比較的重篤ケースの少ない泣き声通告への対応や、発見当初から高い専門性が必要となる性的虐待への対応など最近のケースの特徴も加味しながら、より実効力のある役割分担の指針への見直しを検討する。

なお、この見直し検討については、個別定期協議により把握した市町の実情を考慮し、市町向けマニュアルの改訂と一体的に取り組んでいく。

(4) 県子ども家庭相談室の町支援

県子ども家庭相談室は、町が主担当のケースについて町とともに支援にあたるほか、町のみを集めた情報共有や意見交換の場を設定するなど、子ども家庭相談センターよりも細やかな町支援を行っており、町からのニーズも高い。

子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を必要としないようなケースについて、町において適切な支援が行われるように、今後も地域に密着した相談・援助機関である県子ども家庭相談室による町への支援を継続していく。

(2) 関係機関との連携強化

ア 施設・里親支援

(7) 措置児童への支援充実のための、施設・里親担当職員（児童福祉司、児童心理司）の配置

施設入所や里親委託後の児童については、措置後にも子ども家庭相談センターの関与が求められるが、現状は、在宅ケースの対応に追われ、迅速かつ十分なフォローができていない。

施設・里親担当の児童福祉司および児童心理司を配置して、施設・里親との情報共有に努めるなど、措置児童への支援を充実させる。なお、施設・里親担当児童福祉司については、在宅の個別ケースを担当しないように配慮する。

(4) 「滋賀県里親委託業務実施要領」に基づく里親家庭の支援

一般の家庭で児童を養育する里親には、措置後からの手厚いフォローが特に必要であり、児童相談所運営指針でもこのことが求められている。

里親に委託された児童が安定した生活を送ることができるように、平成 25 年度に定めた「滋賀県里親委託業務実施要領」に基づいて、里親支援機関とともに、対象となる里親の支援を行う。

(4) 新規里親の開拓

社会的養護を必要とする子どもたちへの、家庭的な養護環境の提供を拡大するためには、新規の里親開拓が必要である。

里親支援機関とともに新規里親の開拓方策について検討を行う。

イ 保健医療関係機関との連携

(7) 児童虐待対応に向けた情報共有を図るための、保健・医療・福祉関係機関の意見交換の場の設置

児童虐待の早期発見・早期対応を図るためには、子ども家庭相談センターと保健・医療機関との連携を強化する必要がある。

県では平成 24 年度に「児童虐待防止保健・医療・福祉連携強化事業」に取り組み、保健、医療および福祉機関による情報交換や情報共有を行い、医療従事者向けの啓発シートを作成するなどの成果があった。

当該事業実績を参考に、円滑な連携のための、保健・医療・福祉関係機関の情報共有と意見交換の場の設置を検討する。

(4) 保健師等の配置

平成 24 年度から配置している児童虐待対応保健指導員（保健師、助産師）は、乳児ケースの保護者対応や、医療機関との情報共有、保護児童への保健指導等で効果が上がっているが、各センターに 1 名ずつの配置であり、また、嘱託職員で

あるため、複数のケースが重なった場合や時間外の緊急対応等が十分とは言えない。

このため、現在の保健指導員の配置継続とともに、正規職員である保健師を配置し、保健医療専門職の複数体制とするとともに、勤務時間外の緊急ケースにも、より迅速で的確な対応ができるようにする。

(ウ) 性的虐待に関する専門機関との連携

県民や関係機関の意識の高まりとともに、性的虐待の発見は今後も増加していくと考えられる。

性的虐待への対応については、発見当初の受診だけでなく、場合によってはその後の法的対応において、医療機関からの協力を得ることが不可欠である。

豊富な臨床実績を有し、明確な診断や訴訟への協力が得られる「性暴力救援センター・大阪」のような専門機関との連携が円滑に行えるよう、子ども家庭相談センター職員の専門性を高めるなどの体制整備を図る。

ウ 児童家庭支援センターとの連携

市町の子ども家庭支援をバックアップする児童家庭支援センターは、県内では、児童福祉施設を運営する社会福祉法人が設置しており、子ども家庭相談に関する専門性が高い。

専門的な知識および技術を必要とする子ども家庭相談について、児童家庭支援センターへ対応の一部を委託することの継続も含め、児童家庭支援センターとの効果的な連携を図っていく。

エ 法的対応力の強化

(7) 子ども家庭相談センターに付与されている法的権限の適時適切な行使のための、滋賀弁護士会との連携の仕組み作り

現在、保護者の意向に反する施設入所措置等の家庭裁判所への審判申立てについては、弁護士の助言を得ながら児童福祉司が書類作成等を行っているが、このことが児童福祉司の大きな負担となっており、迅速な手続きに支障を来しかねない状況にある。

子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を適時適切に行使するために、家庭裁判所への弁護士による代理人申請等について、滋賀弁護士会と文書による取決めを行うなどの仕組み作りを行う。

(イ) 警察との連携

平成 25 年度から配置している警察官については、暴力的な保護者への対応や警察との連携等において効果が出ている。

引き続き各子ども家庭相談センターへ警察官を配置するとともに、平成 18 年 10 月から開催されている、県警主催の臨検・捜索等に関わる研修への参加を継続し、

法的対応力の向上に努める。

(3) 子ども家庭相談センターの専門機能の向上

ア 組織内の機能分担

市町や他機関との役割分担や連携を推進することと併せて、子ども家庭相談センターの組織としての対応力の強化が必要である。

そもそも子ども家庭相談センターは、虐待相談以外の養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等の多種多様な相談にも対応しなければならず、求められる専門性は非常に多岐に渡っている。児童虐待の問題が量的にも質的にも深刻化する中で子ども家庭相談センターとして、今後も各種相談に的確に対応していくためには、地区担当児童福祉司の専門性の向上だけでは限界が生じる恐れがある。

このため、例えば、施設・里親（措置児童）担当、家族再統合担当といったように、援助の段階別に担当を分けたり、あるいは、障害相談担当、非行相談担当といったように、相談種別での専門化を図るなど、子ども家庭相談センター内での機能分担が必要である。

特に、これまで現場対応に追われ、措置後の関係が希薄になりがちであった施設や里親など社会的養護のもとで暮らす子どもたちに、よりていねいに対応できるようにするため、施設・里親担当職員を配置する。

イ 専門職員の確保と人材育成

(7) 児童福祉司

① 人材確保

・ 専門職採用の継続

平成19年度から実施している児童福祉司の専門職採用を継続する。

・ 生活保護ケースワーカー経験者、施設の児童指導員経験者からの任用の継続

町と連携しながら支援を実施するという経験を持ち、児童虐待が発生する要因の一つである生活困窮に対する知識を有する生活保護ケースワーカー経験者の児童福祉司任用を継続する。

また施設での子どもたちへの直接処遇の経験を有する児童指導員経験者の児童福祉司任用を拡大することを検討する。

・ 施設・里親担当を配置可能とする増員

児童福祉司の人材確保については、地区担当ケースを持たない、施設・里親担当児童福祉司の配置を可能とする増員を行う。

② 人材育成

・ 業務マニュアルの作成

児童福祉司として活動するための基本的な技術や手法を学ぶためのマニュアルを作成する。

・ (仮称) 新任児童福祉司援助活動支援ガイドラインの作成

児童福祉司が基本的に身につけておくべき事項を明らかにし、職場内において効果的な現任教育を実施するためのガイドラインを作成する。

- ・(仮称) 中堅児童福祉司育成ガイドラインの作成
新任児童福祉司の役割モデルとなり、人材育成能力を持った中堅児童福祉司の育成に係るガイドラインを作成する。
- ・新任児童福祉司指導のためのOB職員配置の検討
新任児童福祉司への助言・指導を行うアドバイザー等として、児童福祉司の経験を有する退職職員を配置することを検討する。
- ・県庁、関係施設を含めたジョブローテーションの構築
児童福祉司には幅広い視野と社会経験が必要であり、現場から政策立案する力を高めるためにも、その配置については、子ども家庭相談センターだけでなく、県庁(子ども・青少年局、障害福祉課等)、健康福祉事務所、関係施設(淡海学園、近江学園)を含めたジョブローテーションを構築する。
- ・スーパーバイズを行える体制の構築
サブグループリーダーが個別ケースを担当せず、日常的にスーパーバイザーとして十分な指導助言ができる体制を構築する。

(f) 児童心理司

①児童福祉司とのチーム編成が可能となる増員

幅広い視点からの的確なケースワーク実施のために、先行して増員を進めてきた児童福祉司とのチーム編成が可能となる児童心理司の増員を図る。

②施設・里親担当を配置可能とする増員

児童心理司の任用については、施設・里親への措置児童を主に担当する児童心理司を配置可能とする増員を行う。

(g) 保健師

①子ども家庭相談センターの保健医療機能向上のための配置

虐待通告のあった乳幼児の安全確認や保護した児童の健康状態の把握を的確に行うために配置する。

②市町母子保健との円滑な連携のための配置

乳幼児に対する虐待の早期対応早期発見の中心的な機関である市町の母子保健部局との情報共有や連携を図るために配置する。

③医療機関との連携強化のための配置

重篤な緊急ケースが通告されることが多い医療機関とのより一層の連携を図るために配置する。

(h) 警察官

警察との情報共有の円滑化、連携強化のために警察官の配置を継続する。

(4) 子ども家庭相談センターの増設等

ア 増設の必要性

これまでに述べてきた子ども家庭相談センターの機能強化推進方策の多くは、その実施のために専門職員の増員が不可欠である。これは、職員一人あたりの負担の低減とそれに伴う機動力の向上を実現するだけでなく、施設・里親担当職員の配置のように、子ども家庭相談センターの組織としての対応力を向上させるためのものである。

その一方で、現在の子ども家庭相談センターの面接室等の稼働状況を勘案すると、専門職員の増員とともに、面接室や判定室および駐車スペース等のハード面での拡充が無ければ、相談者のニーズに合わせた対応が困難となり、結果的に機能強化の効果が十分に発揮できないと考えられる。

社会福祉審議会の答申においても、子ども家庭相談センターの機能を効果的効率的に働かせることができる組織の規模が求められており、同答申では、まず子ども家庭相談センターの増設、次に現在地での拡充、そして支所の設置という3つの可能性が示されている。

本県の子ども家庭相談センターは2か所とも、都道府県の全国平均と比較して管轄内の児童人口が多く、特に中央子ども家庭相談センター管内の児童人口は、なおも増加を続けている。管内児童人口の多さは対応すべき児童問題の多さにつながり、的確で迅速な対応を困難にする要因の一つであるため、解決すべき課題であるが、現在地での拡充や支所設置では、この課題解決（管轄規模の適正化）にはつながらず、センター組織の肥大化を招いてしまう。

これまでから、児童福祉司の増員を図り警察官も配置するなど子ども家庭相談センターの体制強化に努めてきたが、現在の2センター体制のままでこれを続けることは、必要な役割を果たすための組織規模が大きくなりすぎ、迅速な意思決定や円滑な情報共有を阻害するなどの弊害が懸念される。

厚生労働省が平成18年に示した「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」においても、児童相談所の適正配置を述べる中で、「設置（増設）されるべき児童相談所は、本所の指揮の下に動く支所、出張所のような形態ではなく、あくまで、自立的に措置権を行使できるものであることが望ましい」としている。

子ども家庭相談センターの機能を効果的効率的に働かせることができる組織の規模を実現するためにも、新たな拠点の整備が必要である。

イ 増設に向けて考慮すべき視点

(7) 適切な職員配置

既に社会福祉審議会答申で提言されているように、スーパーバイザーおよび児童福祉司や児童心理司等のバランス良い配置を行う。

(イ) 中央子ども家庭相談センターの規模の適正化

中央子ども家庭相談センターの管轄区域を分割する。

(ウ) 虐待相談件数、児童人口、管轄面積等のバランス

彦根子ども家庭相談センターの管轄区域の変更も視野に、県全体の相談件数等のバランスを考慮する。

(エ) 管内移動時間の改善

現在の中央子ども家庭相談センターよりも高島市へのアクセスが改善される場所とし、新たな拠点の管轄地域に高島市を含める。

(オ) 一時保護機能の充実

管轄規模を考慮し、現有の一時保護所の定数を勘案して一時保護所を設置する。ただし、一時保護機能の強化については、設置場所や環境整備についてなお検討が必要であることから、一時保護機能以外の機能強化に、まず取り組むこととする。

(カ) 県有施設の活用

既存県有施設の活用を検討する。

(キ) 開設時期

できるだけ早期の開設を目指す。

ウ 増設の考え方

県内で最も児童虐待相談対応件数が多く、主担当を子ども家庭相談センターが担っている数も多い大津市のケースへの対応強化や、移動時間の問題で高島市への緊急対応等の迅速化が求められていることなどを踏まえ、総合的な判断の上で、新たな拠点の設置場所や開設時期を決定する。

(5) 継続して検討すべき事項

ア 一時保護機能の強化

一時保護所の増設や定員増など一時保護機能の強化については、市町や施設・里親および子ども家庭相談センターのそれぞれが強く必要性を感じており、現時点では、

- ①新センターの同一敷地内での整備
- ②新センターの近接地での整備
- ③現中央子ども家庭相談センター一時保護所の増改築

といったことが考えられる。

その整備については平成 26 年度中に具体的な結論を出すこととする。

イ 管轄区域の見直し

新センターの開設に併せて、児童人口や児童虐待相談対応件数のバランスを考慮し、県全体の子ども家庭相談体制強化のために、現在の中央子ども家庭相談センターと彦根子ども家庭相談センターの管轄区域を見直すことが適当である。

管轄区域の見直しについては、市町と十分に協議をしながら進め、平成26年度中に結論を出すこととする。

ウ 中央機能の強化

3センターが、同一で質の高い援助に取り組めるようにするために、中央子ども家庭相談センターのいわゆる「中央機能」を強化する必要がある。今後の中央子ども家庭相談センターの具体的な役割を明確にする。

エ 新たな子ども家庭相談体制の県民や市町への周知

県民や関係機関に混乱が生じないように、新センターの開設や管轄区域の変更については、十分な周知と説明を行う。